

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 25 日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

提出者

住 所 佐賀県唐津市元旗町817

氏 名 社会福祉法人 恩賜財団 済生会唐津病院

院長 山懸 基維

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0955-73-3175

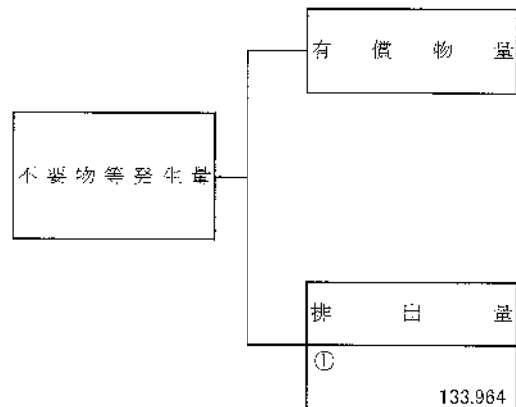
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会唐津病院		
事業場の所在地	佐賀県唐津市元旗町817		
事業の種類	P83 医療業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	132.115 t	全処理委託量	132.115 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	132.115 t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		前々年度	134.811 t
		前年度	133.964 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
・平成30年7月より電子マニフェスト導入			
※事務処理欄			

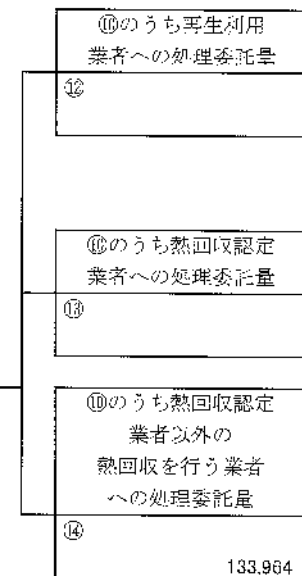
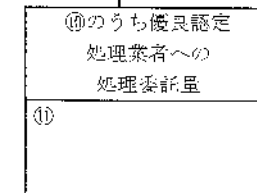
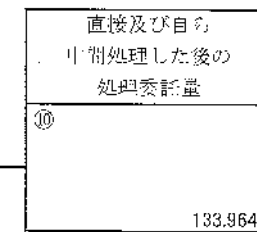
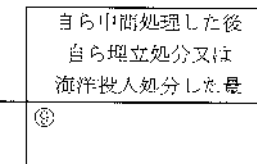
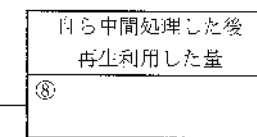
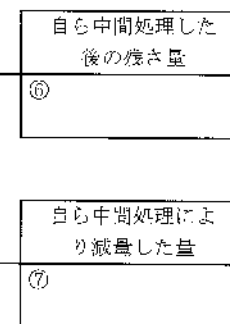
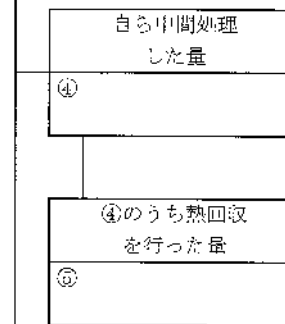
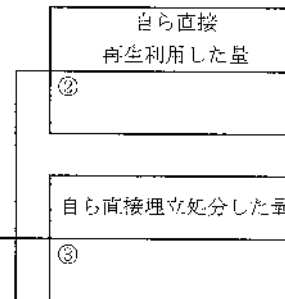
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物)



項目	実績値
①排出量	133.964
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000
⑨+⑩自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
⑩全処理委託量	133.964
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.000
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	133.964



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物処理計画

感染の恐れのある全ての廃棄物

(1) 発生状況

① 発生場所

外来診察室、外来処置室、救急処置室、検査室、内視鏡室、放射線科、薬局、健診室、手術室、透析室、各病棟

② 発生内容物

鋭利物

注射針、縫合針、穿刺針、メス、カミソリ、ワイヤー、ピンセント、ハサミ、注射針付きシリンジ、注射シリンジ（針なし）、プレパラート、ガラス、シャーレ、鉗子、輸液ライン（針つき、針なしに関係なく）、その他鋭利なもの

液状物

血液・体液で汚染されたもの又は泥状のもの（血液等染み出る恐れのあるもの）
血液等の染み出る恐れのあるもの、血液、血漿、体液等（精液を含む）、廃血液、試験管、採血管培地、血液製剤、摘出臓器、病理廃棄物、FFP、血小板、全血等の輸液バッグ、透析等回路など

固形物

血液・体液で汚染されたもの

ディスポエプロン、ディスポパンツ、ディスポシート、ゴム手袋、カニューラ、マスク、ディスポ電極類、尿パック、尿コップ、紙おむつ（感染）、チューブ、カテーテル類、血液等付着したガーゼ等（酒精綿、綿球、包帯、脱脂綿など）、舌圧子など

(2) 分別方法

① 専用容器（ミッペール）20L・50L・65L

鋭利物、液状物

② 専用容器（ミッペール）65Lに入れたダンボール容器

固形物（非鋭利物）

③ キーパー2

鋭利物（針のみ）

(3) 施設内の収集・運搬方法

収集・運搬は清掃委託業者（三輝ビル）が行い、各階ごとに台車を用い所定の保管場所へ運搬

(4) 梱包方法

① 専用容器(ミッペール)

満杯近く(8分目)になると蓋をして密閉する

② 専用容器(ミッペール)に入れた段ボール容器

満杯近く(8分目)になると専用容器から取り出しテープで封をする

③ キーパー2

満杯近く(8分目)になると蓋をして密閉する

(5) 保管方法

病院敷地内に保管場所を分けて設置

■ 特別管理産業廃棄物(常時施錠)

■ 一般産業廃棄物(常時施錠)

■ 一般廃棄物(可燃)(常時施錠)

■ 一般廃棄物(不燃)(常時施錠)

■ 一般廃棄物(残飯)

(6) 収集・運搬業者

業者名:(有)メディッククリーン 唐津市佐志南3841

毎週火曜日・金曜日にメディッククリーンが収集運搬する

免許証:特別管理産業廃棄物 許可番号 4165046765

産業廃棄物 許可番号 4115046765

(7) 処分業者

(8) 緊急時の関係者への連絡体制